

令和6年能登半島地震で人的・住家被害を受けられた方へ 義援金 第二次配分のお知らせ

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被災された方に対して、国内外の皆様から寄せられた義援金を、次のとおり配分いたします。

※義援金は、石川県、日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会に寄せられたものです。

1. 配分対象及び配分金額

令和6年能登半島地震により下表の被害区分に該当した場合、被災時に居住していた市町へ申請することができます。

| 被害区分 | 対象(白山市市内にお住いの方) | 申請できる方 | 配分金額 |
|------|-----------------|--------------|---|
| 住家被害 | 全壊 | 住居に居住していた世帯主 | 一次 20万円 <u>二次 80万円</u> 計 100万円/世帯 |
| | 大規模半壊 | | 一次 15万円 <u>二次 60万円</u> 計 75万円/世帯 |
| | 中規模半壊 | | 一次 10万円 <u>二次 40万円</u> 計 50万円/世帯 |
| | 半壊 | | 一次 5万円 <u>二次 20万円</u> 計 25万円/世帯 |
| | 準半壊 | | 一次 — <u>二次10万円</u> 計 10万円/世帯 |
| | 一部損壊 | | 一次 — <u>二次 3万円</u> 計 3万円/世帯 |

<裏面に続く>

2. 申請時に必要な書類

(1) 令和6年能登半島地震災害義援金配分申請書

(2) 添付書類

① 住家に被害を受けた方

罹災証明書の写し

被害を受けた住家に住民登録がない場合は、居住していたことを証明する書類
(世帯主名義の水道・電気等の料金明細、家屋の賃貸契約書等)

「みなし全壊」で申請する場合は、解体証明書の写しまたは滅失登記済みの登記簿謄本

② 通帳の写し または キャッシュカードの写し

- ・ 振込先の口座番号・名義人のフリガナ表記が記載されているページをコピーしてください。
- ・ 申請者と振込口座名義が異なる場合は、申請書裏面の委任状を記入し、提出してください。

3. 申請方法

(1) 郵送 上記2(申請時に必要な書類)を返信用封筒でポストに投函

あて先: 〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地

白山市総務部財政課

(2) 窓口 場所: 白山市役所本庁5階 財政課

または支所総務課・市民サービスセンター

時間: 月～金曜日(祝日除く) 午前8時30分～午後5時15分

※令和6年5月31日(金)までに申請してください。(遅れた場合でも受付できます。)

4. 問い合わせ先

(1) 配分対象及び配分金額に関すること

義援金配分委員会事務局(石川県健康福祉部企画調整室)

電話: 076-225-1412

(2) 配分、申請手続きに関すること

白山市総務部財政課

電話: 076-274-9512